

別記様式第2号（第2条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）				自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ		
見本通りにご記入ください			長さ	センチメートル	
			幅	センチメートル	
			高さ	センチメートル	
自動車の使用の本拠の位置		印鑑証明通りのご住所をご記入ください			
自動車の保管場所の位置		駐車場のご住所をご記入ください			
		（変更前）			
※ 保管場所標章番号					
上記の事項について届出をします。 警察署長 殿 警察署提出日をご記入ください 年 月 日 〒（630-8021） 住所 奈良県奈良市尼ヶ辻町440 印鑑証明通りにご記入ください 申請者 （フリガナ）カースク タロウ 氏名 車好 太郎 （090）0000 局 0000 番 車好 見本通りの警察署をご記入ください					

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあつては「新規」の文字を、法第7条第1項（第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあつては「変更」の文字を○で囲むこと。
- 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあつては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあつては「軽」の文字を○で囲むこと。
- 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
- 4 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であつて届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたときは、保管場所標章番号欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載して、所在図の添付を省略することができる。
- 5 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

自己単独所有・その他	自動車登録番号	記入不要です	連絡先	お名前をご記入ください TEL 日中繋がるお電話番号
------------	---------	--------	-----	-------------------------------